

House Land 3Dビジョン 媒体資料



株式会社 House Land

■ ビジョン媒体資料

放映時間：昼間 9:00～18:00（9時間）
夜間 18:00～9:00（15時間）

放映回数：15秒・6回 / 1時間 144回 / 1日

画面サイズ：W(4+2)×H2m=12m²

画面解像度：W1,248 × H416 pixel (16:5.3)

サーキュレーション 車両50,000台+歩行者 / 日
和歌山市内の国体道路沿いに面した、交通量の多い
場所に面した、視認性の高い屋外LEDビジョンです。

入稿仕様 静止画 Jpeg
動画 MP4
音声可（視聴範囲交差点付近まで）

※詳しくは担当者にお問合せ下さい。





名称 : House Landビジョン

設置場所 : 和歌山新生町1-10

画面サイズ : W(4+2) × H2m=12m²

解像度 : W1,248 × H416 pixel (16:5.3)

ピッチサイズ : 4.0mm

輝度 : 5,000cd

表示 : フルカラー

音声 : 有り

運用概要

- ① 広告主様の広告コンテンツ配信
- ② 店舗情報 配信
- ③ 地域のイベント情報等配信
- ④ その他

ビジョン周辺サーキュレーション

1日 車両約50,000台と通行者の往来

放映料金 昼間放映 9:00~18:00(音可) 夜間放映 18:00~9:00(音無) (価格は税別)

放映枠	放映回数	1週間	1ヶ月	1年	2年
昼間15秒	A面6回/時間(84回/日)※1	30,000円	100,000円	960,000円※2	1,680,000円※3
昼間15秒	B面6回/時間(84回/日)※1	10,000円	30,000円	288,000円※2	504,000円※3
昼間15秒	全面6回/時間(84回/日)※1	35,000円	115,000円	1,104,000円※2	1,932,000円※3
夜間60秒	A面6回/時間(60回/日)※1	10,000円	40,000円	384,000円※2	672,000円※3
夜間60秒	B面6回/時間(60回/日)※1	5,000円	20,000円	192,000円※2	336,000円※3
夜間60秒	全面6回/時間(60回/日)※1	15,000円	50,000円	960,000円※2	840,000円※3

※1:コンテンツ制作費は別途

※別途、編成実費10,000円を申し受けます。※2:15秒枠で1年契約の場合、20%割引

※3:15秒枠で2年契約の場合、30%割引

広告コンテンツはお持ち込みいただきか、制作のご依頼も賜ります。
ご気軽にお問合せ下さい。

運用規約

- 放映開始前に「クライアント審査」「放映素材審査」がございます。審査の結果によっては、放映できない場合もございます。
- 放映素材の入稿締め切りは、放映開始日の7日前とさせていただきます。
- 当局の指導により、21時以降、翌朝6時まで音声がありません。予めご了承ください。
- 弊社の責に帰す事故等による運転休止または特別放映等の場合により、予定放映回数が実施できない場合は補填放映を実施しすることで保障放映回数を保障し、これを履行したものと致します。
- 弊社放映基準に抵触する内容に関しましては、放映をお断りする場合がございます。放映開始後に放映基準に抵触していることが判明した場合も同様です。
- 天災事故等弊社の責に帰さないやむを得ない事情により、媒体そのものの運用に物理的もしくはシステム的な障害が発生した場合、放映が中止される場合がございます。
- 放映開始時に下記放映基準をクリアしていたとしても、その後の事情により広告主様もしくは広告商品に反社会的な事件もしくは事故が発生し、当該媒体自体 及び当該媒体で放映する他の広告に悪影響を及ぼすことが推定される場合、放映を中止する場合がございます。
- 前4~6項の場合、いただいた放映料金等一切の金銭の返金はできませんのでご了承ください。

放映基準

以下の各号の一に該当するものは、放映を禁止致します。

- 公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上放送できないと認められるもの。
- 通行人等に不快の念を与える表現や、広告主が明らかでなく責任の所在が不明確なものなど、広告表現上不適当と認められるもの。
- 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの。(公職選挙法などで認められているものを除く)
- 一部風俗営業や権利関係、取引の実態が不明確な業種。(マルチ商法、靈感商法等)
- 医療・医薬品・医療器具・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに触れる恐れのあるもの、その他法令等により放映を禁止されているもの。
- 他の媒体(テレビ放送、PRビデオ、CM等)のために製作された映像で、著作権などの権利関係が明確に処理されていないもの。
- 皇室、王室、元首、国旗、オリンピックや国際的な博覧会、大会などのマーク、標語、呼称、個人名、企業名、団体名、写真、新聞記事、談話及び商標、著作物などを無断で使用しているもの。
- 視聴者が通常感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法。(サブリミナル的表現手法等)
- 国際条約、国内法規、景品表示法、独占禁止法に違反するもの。
- 虚偽、または誤解されるおそれがあるもの。(最高、最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較または優位性の表現を確実な事実の裏付がなく使用したもの。)
- その他、弊社が不適当と認めるもの。
- 上記の規定にない事項については、「日本民間放送連盟放映規約」を準用いたします。